

# しのよ

葬儀後から一周忌までのスケジュール

— チェックリスト・メモリアルカレンダー付 —





## ごあいさつ

このたびは、誠にご愁傷様でございました。慌ただしい葬儀を終えられ、ご家族の皆様は、ひとしお寂しさをお感じになられることとお察し申し上げます。

さて、葬儀の後には、法手続きや故人の供養、交際上などのさまざまな行事が必要となつてまいります。しかし、日頃は縁のない事ばかりであり、お分かりにならない点多々あるのではないかと存じます。そこで、微力ながら貴家へ、葬儀後に欠くことのできない様々な事柄を、ご案内するサービスをさせていただきます。

## 目次

1. あいさつまわりとお礼状	1
2. 支払いと借り物の返却	3
3. 故人の勤務先の整理	3
4. 葬祭費・埋葬料の受取り	4
5. 生命保険金等の受取り	5
6. 国民年金の手続き	6
7. 遺品整理と形見分け	6
8. 忌明け法要の準備	7
9. 本位牌・仏壇の準備	8
10. 忌明け法要	9
11. 墓地と墓石	10
12. 納骨	10
13. 相続の協議	11
14. 不動産・株券・預貯金・電話・自動車の名義変更	12
15. 相続税の申告と納付	12
16. 故人の確定申告	14
17. 医療費控除による還付手続き	14
18. 新盆	15
19. 一周忌・年忌法要	15
□手続きチェックリスト	16
□必要書類一覧表	17

- 名義変更手続き等は法改正により変更される場合がありますので、専門機関にご相談下さい。
- この冊子の情報は地域により異なる場合がありますので、ご不明な点は担当者ににご相談下さい。

## サービスのご案内

### ① これからの行事

忌日表を作成し、これからの諸手続きや供養のすべてをお知らせ致します。

忌日表「しのぶ・メモリアルカレンダー」をご用意致します。



### ② 各種礼状の作成

お世話になった方々や供物をいただいた方々など、それぞれに適切な礼状を作成致します。

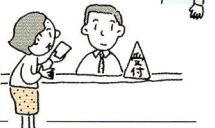
各種礼状文例がございます。



### ③ 葬祭費(埋葬料)の受給手続き

遺族に支給される葬祭費(国保)、埋葬料(社保)の手続きをお知らせ致します。

諸手続きの様式集がございます。



### ④ 諸手続き

各種保険・年金・名義変更、必要事項をリストアップし、必要書類と窓口をお知らせ致します。

諸手続きの様式集がございます。



### ⑤ 忌明け法要の準備

菩提寺と相談し、日時などをお決め下さい。案内状、料理、返礼品の準備など、すべてお任せ下さい。

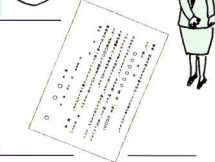
料理、法事用返礼品カタログがございます。



### 忌明け状の印刷

忌明け法要に間に合うよう早めに作成します。

忌明け状文例がございます。



### 本位牌の準備

忌明けまでに本位牌(塗りの位牌)をご支度致します。

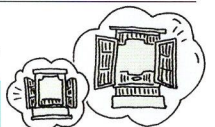
本位牌のカタログがございます。



### 仏壇

仏壇選びから納品、入魂式まですべてお任せ下さい。宗派別お飾りなど専門的なご案内も致します。

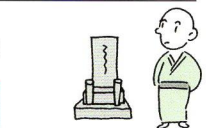
仏壇のカタログがございます。



### 墓石

建墓は、費用と時間を要します。何なりとご相談下さい。入魂式までお世話致します。

墓石のカタログがございます。



### ⑥ 忌明け法要

法要の進め方から会食時のご挨拶まで、すべてご案内致します。

ご挨拶文例がございます。



### ⑦ 専門機関・無料相談所のご案内

相続、税金問題等の専門科をご紹介します。

専門機関・無料相談所の一覧表がございます。



### ⑧ 喪中ハガキ

年末(10~12月)には、年賀欠礼のハガキを投函しましょう。

喪中ハガキ文例がございます。



### ⑨ 新盆の準備

8月13日から16日まで、地域によっては1ヵ月早い7月(新暦)に、亡くなられてから初めてのお盆を勤めます。その進め方をご案内致します。

新盆用返礼品カタログがございます。



### ⑩ 一周忌の準備

菩提寺と相談し、日時などをお決め下さい。案内状、料理、返礼品など、すべてお任せ下さい。

案内状文例、料理、法事用返礼品カタログ等がございます。





皆様にお役立て頂きたい大切な事柄が順を追って掲載されております。  
これからのご予定にお役立て下さい。

## 1 あいさつ回りとお礼状

あいさつ回りは、なるべく喪主自身が葬儀の翌日または翌々日までに済ませます。  
お礼状は、遠方からの会葬者、弔電、供物をいただいた方に出します。

### 1.隣近所へのあいさつ

●葬儀でご迷惑をかけた隣近所からあいさつを始めます。



#### 【例文】隣近所へのあいさつ

生前中はお世話になりありがとうございました。また、このたびの葬儀に際しましては、何かとお世話をおかけいたしまして申しわけございません。おかげさまで葬儀を無事すませることができました。

### 2.お手伝い下さった方へのあいさつ

●相手や状況によっては、品物を持参して感謝の気持ちをあらわします。

#### 【例文】お手伝い下さった方へのあいさつ

昨日はいろいろお世話になりましてありがとうございました。  
おかげさまで、とどこおりなく葬儀をすませることができました。



### 3.目上の方へのあいさつ

●葬儀委員長や町内会長、勤務先などには、出来るだけ早くお伺いします。



#### 【例文】勤務先へのあいさつ

このたびは、お忙しいなかを多数の方々のご会葬をいただき、ありがとうございました。皆様にお見送りをいただき、故人もきっと喜んでいたことと思います。

## 4. 弔電・供花・供物のお礼状

- 弔電を頂いた方には、あいさつの機会を失うこともあるので、まず礼状を出しておきましょう。



### 【例文】弔電礼状

このたびの葬儀に際しましては、早速ご鄭重なるご弔電を賜り、ご芳情の程有難く厚く御礼申し上げます。お陰をもちまして葬儀もとどこおりなく執り行わせて頂きました。茲に生前のご厚誼を深謝し衷心より御礼申し上げます。

- 遠方から香典や供花・供物を送っていただいた方には、礼状を出します。

### 【例文】香典・供花・供物の礼状

謹啓 故〇〇〇〇の葬儀に際しましては、ご丁寧なる御厚志を賜り、まことにありがたく厚く御礼申し上げます。早速参上して、ごあいさつを申し述べなければならないところですが、今般は略儀ながら書中をもって御礼を申し上げます。



## 5. 葬儀後に出す死亡通知

- 葬儀の連絡を遠慮した方や、連絡が出来なかった人には、死亡通知を出します。



### 【例文】葬儀の連絡を遠慮した方への死亡通知

父〇〇儀病氣療養中の処、薬石効なく〇月〇日逝去しました。早速お知らせ申し上げるべき処でございましたが、御通知が遅れました事を深くお詫び申し上げます。茲に生前のご厚誼を深謝し衷心より御礼申し上げます。

- ※あいさつ回りとお礼状に関しましては、一般的な内容になっております。葬儀の形式や地域性などにより違いがございますので、ご承知おき下さい。





## 2 支払いと借り物の返却

請求書が来たら、早い時期に支払いを済ませます。借り物がある場合はお礼を述べて早めにお返しします。

### 1. 病院・酒屋など近所のお店

- 病院への支払いの時に、入院期間や状況によっては、担当医師や看護婦に心付けを用意します。
- 酒屋など近所のお店は、請求書が届いたら内容を点検して支払います。



#### 支払いの準備

#### アドバイス

- 支払いは、業者別に封筒に入れて準備しておく便利です。

### 2. 領収書の保管

- 葬儀の費用は、相続税の控除対象となりますので領収書をすべて保管します。  
(香典返しや墓地、仏壇の購入費は対象になりません。)

## 3 故人の勤務先の整理

できるだけ早い機会に、あいさつ回りを兼ねて故人の勤務先を訪ね、私物の整理をします。

### 1. 身分証明・書類等の返却

- 家にある会社関係の書類、カギ、バッチ、身分証明等をお返しします。
- 会社の方のチェックを受け、私物は持ち帰ります。



### 2. 机・ロッカー等の整理

- 机やロッカーに写真や生命保険の証書などが残っている場合がありますので、注意して整理します。

### 3. 給与精算・退職金・社会保険・厚生年金等の確認



- 故人の勤務先での各種手続きを確認します。
  - ① 退職金の有無 ② 給与(その月働いた日数分)
  - ③ 社会保険関係
    - 健康保険は埋葬料の申請  厚生年金は遺族年金の請求(年金手帳を添付)
  - ④ 年金保険(団体生命保険) ⑤ 社内預金の有無



## 4 葬祭費・埋葬料の受取り

故人が国民健康保険に加入していれば、葬祭費が支給されます。勤務先で健康保険・労災保険に加入していれば、埋葬料、葬祭料が支給されます。

### 1. 国民健康保険・社会保険・労災保険

- 葬祭費(国保)は、役所の市民課で申請します。
- 埋葬料(健保)、葬祭料(労災)は、故人の勤務先をお願いします。



埋葬料(費)請求書

葬祭費支給申請書

#### ■手続き一覧表

	健康保険 (社会保険)			労災保険	国民健康保険
手続き	埋葬料支給の手続き	埋葬費支給の手続き	家族埋葬料支給の手続き	葬祭料の手続き	葬祭費支給の手続き
窓口	勤務先 社会保険事務所	勤務先 社会保険事務所	勤務先 社会保険事務所	所轄労働基準監督署	住所地の市、区、町村の 保険年金課
支給対象	実際に埋葬を行なった者 や扶養を受けていた者 に対して支給される。 被保険者が資格を失って 3ヵ月以内に死亡の場合 や定年、失職によって被保 険者としての資格を失っ ている時に忘れがちな ので注意したい。	身寄りのない被保険者が 亡くなった場合、実際に葬 儀を行なった者(たとえば、 事業主など)に対して支給 される。	被保険者に対して。	葬祭を行なう者又は遺族に対して。	葬祭を行なう者又は遺族に対して。
必要な条件	被保険者が死亡した時。	被保険者が死亡した場 合に支給される。	被扶養者が死亡した場 合に支給される。	業務上の傷病で死亡した時。	被保険者が死亡した時。
提出書類	「埋葬料支給申請書」また は、「埋葬費支給申請書」 に記入して提出する他に 被保険者証及び火(埋)葬 許可証の写し、または被保 険者の死亡に関する事業 主の証明書等を添える。	埋葬費の支給請求の場合 はこれらのほかに埋葬に 要した費用に関する証拠 書類を提出する。	「家族埋葬料支給請求書」 に死亡に事実に関する証 拠書類を添えて提出する。	「葬祭料請求書」に記入 ・死亡した労働者の氏名及び生年月日 ・請求人の氏名、住所及び死亡した労働 者との関係 ・事業の名称及び事業場の所在地 ・負傷又は発病及び死亡の年月日 ・災害の原因及び発生状況 ・平均賃金 以上の事項を記載した請求書を提出 する。戸籍謄本添付	葬祭費支給申請書 (保険証・印鑑)
支給額	被保険者であった時点の 標準報酬の1ヵ月分が支給 される。(5万円の範囲内)	被保険者の標準報酬月額 に相当する額の限度内で 実際に要した費用に相当 する額。	政令により50,000円 が支給される。	給付額280,000円に、給付基礎日額 の30日分を加えた額、又は基礎日額 の60日分。	※葬祭費は市町村により異なります。
請求期限	2年	2年	2年	2年	2年

#### アドバイス

- 故人が勤務先で加入していた健康保険は、死亡によって権利がなくなります。保険証の返却を行なうと同時に、国民健康保険に加入する手続きをしましょう。





## 5 生命保険金等の受取り

故人が生命保険に加入していた場合は、2ヵ月以内に生命保険会社に連絡します。

### 1. 保険会社への連絡と書類の準備

- 電話で、被保険者氏名・保険証番号・死因・死亡月日を知らせます。
- 保険会社から死亡保険請求書が送られてきたら、必要書類を揃えて提出します。

### 2. 簡易保険

- 郵便局窓口で書類を受取り必要書類を添えて請求します。



死亡保険金請求書

	手 続 き	窓 口	支 給 対 象	必要の条件	提 出 書 類	備 考
生 命 保 険	死亡保険金の請求	保険会社	保険金受取人	死亡時において保険料を納付していた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の死亡診断書</li> <li>・被保険者の除籍抄本</li> <li>・保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明</li> <li>・保険証書および最終の保険領収書(事故死の場合下記の書類も提出する)</li> <li>・警察の事故証明</li> <li>・死体検案書の写し</li> <li>・事故を伝えた新聞記事</li> <li>・保険会社指定の死亡診断書</li> </ul>	請求期日から3年過ぎると時効。
簡 易 保 険	保険金の請求	郵便局	保険金受取人	死亡時において保険料を納付していた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証書</li> <li>・領収書</li> <li>・死亡診断書</li> <li>・住民票(除籍者を含む)</li> </ul>	請求期限は5年時効。

### 3. 生命保険付き住宅ローン

- 住宅ローン・住宅金融公庫の借り入れには通常、生命保険が付いています。
- 住宅ローンの返済をしていた人が亡くなった場合、この保険金で残債が支払われます。ローンを返済している各機関の窓口で連絡します。



## 6 国民年金の手続き

故人が自営業(自由業)で、国民年金に加入している場合は、遺族の状況や加入期間によって遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金が支給されます。

### 1. 市町村の国民年金課への請求

#### ●市町村の国民年金課

(厚生年金の手続きは社会保険事務所)で  
裁定請求手続きをします。



国民年金							
手続き	遺族基礎年金						
支給対象	夫が死亡した時夫に生計を維持されていた子がある妻あるいは子に支給される。この場合、子の年齢は、満18歳到達年度末日(3月31日)までにある子。または1級もしくは、2級の障害のある20歳未満の子。						
必要な条件	死亡した夫が国民年金の保険料を納付しなければならない期間の2/3以上保険料を支払っていること。特例として死亡日が平成18年4月1日前的場合、死亡日前1年間の全期間保険料の滞納がない場合でもよい。						
支給額	<table border="0"> <tr> <td>妻と子1人…年/1,023,100円</td> <td>子1人…年/ 794,500円</td> </tr> <tr> <td>妻と子2人…年/1,251,700円</td> <td>子2人…年/1,023,100円</td> </tr> <tr> <td>妻と子3人…年/1,327,900円</td> <td>子3人…年/1,099,300円</td> </tr> </table> <p>※子が4人以上の場合は、1人に付き76,200円加算する。</p>	妻と子1人…年/1,023,100円	子1人…年/ 794,500円	妻と子2人…年/1,251,700円	子2人…年/1,023,100円	妻と子3人…年/1,327,900円	子3人…年/1,099,300円
妻と子1人…年/1,023,100円	子1人…年/ 794,500円						
妻と子2人…年/1,251,700円	子2人…年/1,023,100円						
妻と子3人…年/1,327,900円	子3人…年/1,099,300円						

(平成16年度改定)

保険料納付期間	死亡一時金	備考
3年以上 15年未満	120,000円	※付加保険料を3年以上納めているときは一律に8,500円が死亡一時金に加算されます。
15年以上 20年未満	145,000円	
20年以上 25年未満	170,000円	
25年以上 30年未満	220,000円	
30年以上 35年未満	270,000円	
35年以上 40年未満	320,000円	

(平成16年11月改定)

## 7 遺品整理と形見分け

故人が生前に使っていた物品を整理して  
形見分けをする品物を選びます。

### 1. 保存・処分品を分類

- 保存しておく物と、処分する物とに分類します。
- 日記、手紙などは、必要なことがあるので、1ヵ所にまとめて2~3年は保存しておきます。
- 仕事関係の書類や帳簿は、税金の関係も考慮し、5年間は保存します。



### 2. 形見分けにする遺品

- 形見分けの品物としては、洋服、和服、時計、愛蔵書、趣味の道具などです。
- 原則として遺族で分けます。日頃つき合いのない方や目上の人には、失礼になる場合があります。





## 8 忌明け法要の準備

忌明け法要は、案内から会食(お斎)、引物の用意など、いろいろと準備が必要です。

### 1. 日時の決定

- 日時を僧侶、親戚と相談します。

### 2. 招待の範囲

- 招待者を確定します。
- 一周忌までは、親戚や近親者だけでなく故人の友人・知人などを招待することもあります。

### 3. 会場の決定

- 自宅、寺院、会館などで行ないます。
- 最近では、設備の整った会館が利用されるようになりました。

### 4. 法要の案内

- 法要の日時が決定しだい、招待者に案内状を出すか、電話で連絡をします。



法要の案内状

### 5. 僧侶との打ち合わせ



- 具体的な打ち合わせ事項

日時の確認 お布施

- \*お礼の記入例

・御布施 ・御祭祀料 ・御玉串料(神式) ・お花料(キリスト教)  
・戒名料 ・法名料 ・御塔婆料 ・開眼供養料(仏像・掛軸・お墓  
碑の場合) ・御膳料(午前中に法要をする場合) ・御車代

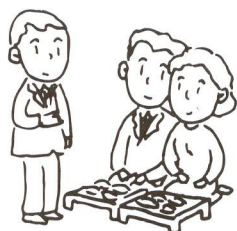
御  
布  
施



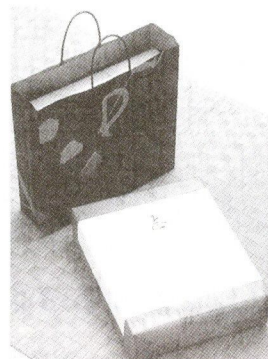
お布施

### 6. 法要・会食(お斎)の準備

- 供花・供物を手配します。(価格、数量)
- 会食(お斎)の料理、引物を手配します。(価格、数量)



料理



引出物



\* 料理、引物の手配は弊社におまかせ下さい。



忌明け(49日)までに、本位牌を準備します。仏壇は、できれば法要までに購入して開眼供養(仏式)もあわせて営みます。

### 1. 白木から本位牌へ

- 忌明けに、白木の位牌を本位牌にかえます。
- 浄土真宗は、過去帳を用います。

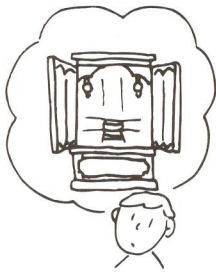


位牌

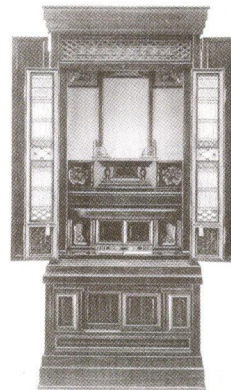


繰出し位牌

### 2. 仏壇の種類



- 唐木仏壇(黒丹・紫丹・樺など)
- 金仏壇(本漆塗・本金箔押仕上げなど)

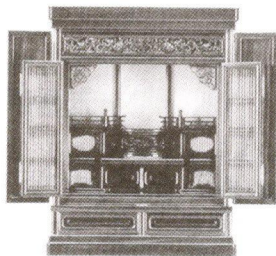


唐木仏壇



金仏壇

### 3. 仏壇の上手な求め方



上置型仏壇

#### ● 仏壇購入のチェックポイント

- ① 宗派に合ったもの
- ② 予算を決める
- ③ 置き場所と他の家具との調和(居間、和室、洋間)
- ④ 住宅事情に合わせる



#### アドバイス

##### 開眼供養(入仏式)

- ご本尊をお迎えしに行きます。
- 四十九日、百カ日、一周忌の法要と合わせます。
- お布施は紅白のものを 사용합니다。

**\* 仏壇に関する事はすべてご相談下さい。**



# 10 忌明け法要

四十九日の忌明け(満中陰)の法要を営みます。

## 1. 法要の進め方

- 自宅の場合、僧侶をお迎えに行きます。※または、お車代を用意します。
- 僧侶が到着されたら、お茶の接待をします。
- 仏壇にローソクを灯し、お花を生け、供物をそなえます。
- 施主は礼服または略礼服を着用し、数珠を持ちます。
- 法要は、一同着席、施主の挨拶、読経、焼香、法話の順に進められます。

### 【例文】施主の挨拶

本日は、お忙しい中お集まり頂きありがとうございました。早いもので、もう四十九日となりました。只今より△△寺のご住職様のお導きにより、故〇〇の忌明け(満中陰)法要を行ないたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

## 2. 会食(お斎)

- 法要の後、会食(お斎)に移ります。席順は僧侶を主席に、親戚・故人と親しかった順に並び、施主および家族は末席に座ります。

### 【例文】会食の挨拶

本日は、菩提寺の△△寺様により、〇〇の忌明け法要を立派にすませる事が出来ました。故人もさぞかし喜んでることと思います。皆様には、お忙しい中わざわざ時間をさいてお参り頂き、まことにありがとうございました。それでは、ささやかですがお酒とお料理を用意致しましたので、どうぞごゆっくりおくつろぎ下さい。故人の生前のお話などをお聞かせ頂ければと思います。

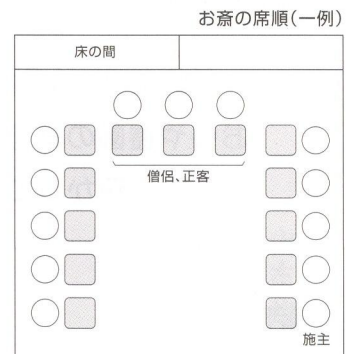
.....



まだまだ皆様のお話など承りたく存じますが、そろそろお時間となりました。〇〇が居なくなり寂しくなりましたが、残りました家族一同頑張っていきたいと思えます。

これからも、変わらぬお付き合いを宜しくお願い申し上げます。また、何かと相談にのって頂く事もあると思えますが、宜しくお願い申し上げます。本日は、どうもありがとうございました。

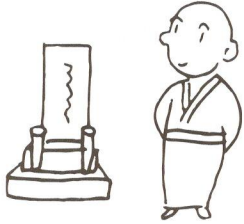
- 引物や、お供物を分けてお渡しします。
- 僧侶にお布施をお渡しします。



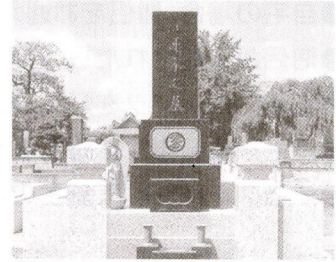


## 11 墓地と墓石

建墓は、費用と時間を要しますので  
専門家へ相談してみるのが良いでしょう。

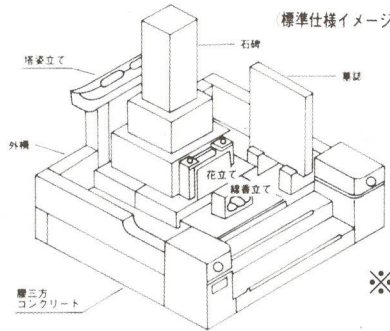


- 墓地には寺院墓地、公営と民営の霊園墓地などがあります。
- 石材は花崗岩や安山岩などがよく使われ、墓石の形は角石塔形が代表的です。



墓石

- 石碑工事はおおむね一ヵ月半位かかります。



※墓地の選定にあたっては弊社がお世話させていただきます。

## 12 納骨

一般的には、納骨は四十九日の法要のあとすぐにおこないます。墓地のない場合は、お寺や霊園の納骨堂に一時預けるか、永代納骨といって寺院や公営の納骨堂などに永久的に預かってもらいます。また、葬儀後すぐに納骨する場合があります。

### 1. 納骨式



- 事前に、お墓の掃除をしておきます。
- 納骨式に用意するものは、線香、お明し(ローソク)、お花桶、ひしゃく等です。墓地の近くの生花店や石材店に、前もって依頼しておきましょう。
- 納骨の時には、埋葬許可証が必要です。



納骨式に必要な物

### 2. 本山への納骨 (地域、宗派により異なります。)

- 浄土真宗では、本山の御廟<sup>ごびょう</sup>へ納骨をします。
- 御廟への納骨は、直接故人の分骨を持参して納めます。
- 須弥壇<sup>しゅみだん</sup>への納骨はお手次のお寺を通し、冥加金<sup>みょうがきん</sup>を納めます。
- 申し込みには、法名、俗名、年齢、死亡年月日、願主の住所・氏名・所属寺院名が必要です。

# 13 相続の協議

故人の遺言があれば、それに従って遺産を分割しますが、遺言がない場合は相続人の話し合いによって遺産を分割します。相続人の話し合いがつかない場合は「法定手続」に従います。

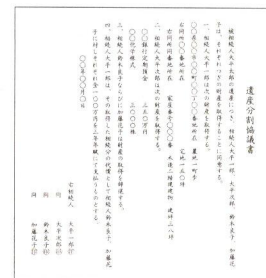
## 1. 遺言の有無を確認

- 密封してある遺言状は、勝手に開封してはいけません。
- 遺言書は、公正証書による遺言の場合を除き、家庭裁判所へ持参して、相続人やその代理人の立ち会いのうえで開封します。

## 2. 遺産分割協議書



- 遺言がない場合は、相続人同士の話し合いで「遺産分割協議書」を作成します。
- 相続人全員が同意すれば、必ずしも法律に定められた相続の割合に従う必要はありません。



遺産分割協議書

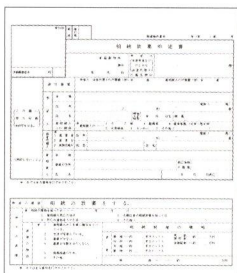
## 3. 法定相続



- 協議がまとまらない時は、法律で定められた比率で遺産を分割します。
- ① 相続人が子と配偶者のときは、子が1/2、配偶者が1/2です。子が2人以上いれば、子の相続分である1/2を、さらに子の人数で分けます。
- ② 相続人が配偶者と直系尊属(父母)のときは、配偶者が2/3、直系尊属は1/3です。
- ③ 相続人が配偶者と兄弟姉妹のときは、配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4です。

法定相続人と相続割合				
遺産	配偶者	子ども	親	兄弟姉妹
①	● 1/2	● 1/2	● なし	● なし
		● 全部	● なし	● なし
		● 全部	● なし	
		● 全部		● なし
②	● 2/3		● 1/3	● なし
③	● 3/4			● 1/4
	● 全部			
			● 全部	● なし
			● 全部	
				● 全部

## 4. 相続権の放棄



相続放棄申述書

- 遺産を相続するか放棄するかは、民法により相続人の自由意思にまかされています。
- 相続の放棄は、相続開始(死亡した日)から3ヵ月以内に家庭裁判所で手続きします。





## 14 不動産・株券・預貯金・電話・自動車の名義変更



遺産分割の具体的な方法が決まったら、相続財産の名義変更が必要です。

### ■遺産の名義変更一覧表 ※手続き先により多少取り扱いの異なる場合があります。

遺産の種類	手続き	手続き先	必要な書類	費用	
不動産 (宅地、家屋など)	相続による 所有権移転 (保存)登記	法務局 (本支局、出張所)	所有権移転登録申請書、戸籍謄本(相続人)、除籍謄本(被相続人)、固定資産評価証明書	固定資産評価額× $\frac{6}{1000}$ (登録免許税) 但し、土地については 平成7年 $0.4 \times \frac{1}{1000}$ 平成8年 $0.5 \times \frac{1}{1000}$	●相続人が多数あるうち一人の名義にするときは、家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書をつけるなどの方法がある。
自動車	移転登録	陸運事務所	移転登録申請書、自動車検査証(有効なもの)、自動車検査証記入申請書、戸籍謄本(相続人)、除籍謄本(被相続人)、自動車損害賠償責任保険証明書(提示のみ)、印鑑証明書	1輛につき 500円	●所有権留保のものは異なる
電話加入権	加入権承継手続き	電話局	電話加承継届、戸籍謄本(相続人)、除籍謄本(被相続人)、住民票	なし	●印鑑
預金 貯金	銀行預金、郵便貯金、JA貯金の名義変更	預貯金先	依頼書(銀行などに備付け)、戸籍謄本(相続人)、除籍謄本(被相続人)、預金通帳、相続人全員の印鑑証明、遺産分割協議書	なし	
株式	株主名簿変更	会社	株主名義変更申請書、戸籍謄本(相続人)、除籍謄本(被相続人)、共同相続人の同意書(印鑑証明書付)	会社によって 違う	●共同相続は代表届で一名の名義にできる
借地権 借家権	証明の書きかえ (別に必要ない)	地主 家主	契約書のうち借り主名義のみ変更(しなくとも差し支えない)	なし	●名義書きかえ料など払う必要はない

## 15 相続税の申告と納付

故人から相続した財産には、相続税がかかります。相続税の申告は、被相続人(故人)の死亡時の住所地の所轄税務署に10ヵ月以内におこないます。

### 1.遺産の評価

- 相続財産は原則として時価で評価されます。
- 不動産など現金にかえにくいものは、ふつう実際の取引価格の5～7割程度に評価されます。

### 2.相続税のかからない財産

- 相続税の対象とならないものは、下記のとおりです。
  - ①墓地、墓石、仏壇、仏具
  - ②宗教、慈善、教育など公益を目的とした事業に使われる財産
  - ③生命保険金控除
  - ④死亡退職金控除
  - ⑤弔慰金



### 3. 相続税の計算

●相続税は次の3ステップに分けておこなわれます。

〈第1ステップ〉各人の相続税の課税価格の計算

相続により取得した財産の価額+みなし相続財産-非課税財産  
-債務控除(葬式費用含む)=各人の相続税の課税価格

※相続時清算課税適用の贈与があれば、課税価格に加算されず。

※3年以内の生前贈与を受けた財産の価額を相続税の課税価格に加算して計算します。

〈第2ステップ〉相続税の総額及び各人の算出相続税額の計算

各人の相続税の課税価格の合計額-基礎控除額=課税遺産額

(※基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人数)

課税遺産額×各人の法定相続分=各人の取得金額

各人の取得金額×税率-控除額=相続税の総額の基礎となる税額

相続税の総額の基礎となる税額の合計=相続税の総額

相続税の総額× $\frac{\text{各人の相続税の課税価格}}{\text{各人の相続税の課税価格の合計額}}$ +相続税額の加算額=各人の算出相続税額

〈第3ステップ〉各人の納付すべき相続税額の計算

各人の算出相続税額-各種税額控除(配偶者の税額軽減等)

=各人の納付税額



#### ■相続税の速算表

2015年1月1日より

法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超～	55%	7,200万円

#### ■相続税申告書の一覧表

第1表	相続税の申告書(課税価格、税額の計算書)
第1表続	相続税の申告書(税)〈 〃 〉
第2表	相続税の総額の計算書
第3表	財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書
第4表	贈与税額控除額の計算書
第5表	配偶者の税額軽減額の計算書
第6表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
第7表	相次相続控除額の計算書
第8表	外国税額控除額・納税利子税額の計算書
第9表	生命保険などの明細書
第10表	退職手当金などの明細書
第11表	相続税がかかる財産の明細書
第11表の付表	小規模宅地等に係る課税価格の計算明細書
第12表	納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書
第13表	債務及び葬式費用の明細書
第14表	純資産額に加算される贈与財産価額、公益法人などに遺贈した財産、特定の公益法人などに寄附した相続財産の明細書
第15表	相続財産の種類別価格表

### 4. 延納と物納

●延納は、年賦払いの形で認められています。

●物納は、現金ではなくモノで納める方法。

ただし物納できる財産は次の順位によります。

- ① 国債、地方債、不動産、船舶
- ② 社債、株式、投資信託、貸付信託
- ③ 動産



相続税の申告書

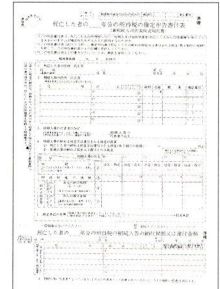


## 16 故人の確定申告

所得税の確定申告は、前年1年間に得た所得やその税額を計算して申告し、その計算した税金を納付する手続きです。勤務する事務所で月々源泉徴収している場合は必要ありません。

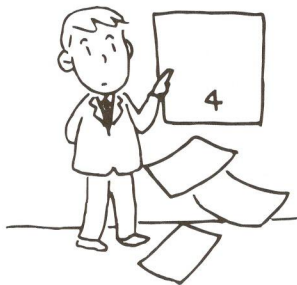
### 1. 法定相続人が行う

- 確定申告していた人が亡くなった場合、法定相続人が故人にかわって確定申告をします。(この申告を準確定申告という)



確定申告書

### 2. 相続から4ヵ月以内



- 相続人が故人から相続をうけた日の翌日から4ヵ月以内に、申告をすませます。
- 故人の所得税額は、相続財産から債務として控除されます。

## 17 医療費控除による還付手続き

多額の医療費がかかった場合は、税金の控除が受けられます。故人にかわって法定相続人が還付の手続きをとれば、その年に源泉徴収された税金の一部が戻ってきます。

### 1. 10万円以上は控除対象

- 家族全員にかかった医療費をまとめ、保険で補填された分をさし引いて年間の医療費が10万円以上であれば、医療費の控除が受けられます。

### 2. 領収書が必要

- 医療費控除の還付請求は、原則として領収書が必要ですが、それがなくても医療費を支払ったという事実を証明する資料さえあれば、税務署も相談にのってくれます。

## 18 新盆

イヌシでしよそのお盆手配

8月13日から16日までの4日間に、祖先の霊を迎えて祭る行事で、「盆」といいます。地域によっては、1ヵ月早い7月(新暦)にお盆を勤めます。

### 1. 新盆の準備

#### ●準備するもの

- ①精霊棚(盆棚)の手配 ②返礼品の手配 ③精霊棚(盆棚)用 生花の手配
- ④お迎え提灯の手配 ⑤墓参り用 花束、線香の手配



### 2. 墓参り

- お墓を掃除し、線香をたむけてお参ります。
- 仏壇には野菜、果物、団子などを供えて、回転灯籠に火を入れ灯明をあげます。  
新盆には離れて暮らす肉親を呼び、故人の好物などを作って供養します。

※新盆の引物は弊社でお手配致します。

## 19 一周忌・年忌法要

四十九日の忌明けのあとは、百ヵ日法要、そのあとは年忌法要となります。

### 1. 年忌のかぞえかた



- 亡くなった月日の翌年の同じ月日に一周忌をおこない、その翌年満二年目に、三回忌をおこないます。

一周忌……翌年  
三回忌……満二年目  
七回忌……満六年目  
十三回忌……満十二年目  
十七回忌……満十六年目

二十三回忌……満二十二年目  
二十七回忌……満二十六年目  
三十三回忌……満三十二年目  
三十七回忌……満三十六年目  
五十回忌……満四十九年目

### 2. 法要の準備

- 法要は、自宅、寺院、会館などでおこないます。  
最近では設備の整った会館が利用されるようになりました。
- 法要にかかる費用は、その内容によって違ってきます。  
必要な経費は、会食費、引物、僧侶へのお布施などです。



#### ●具体的な打ち合わせ事項

- ①日時を決定する(僧侶、親族、会館)
- ②招待者の確定(親戚、友人、知人)
- ③会場を決める(自宅、寺院、会館)
- ④案内状の注文(文面、枚数)
- ⑤お布施 ⑥料理(価格、数量)
- ⑦引物(価格、数量) ⑧供花・供物の手配





## 諸手続きのチェックリスト

チェック	項目	窓口	備考
	生命保険の受取り手続き	生命保険会社	勤務先で加入している保険などがあれば聞いて、必要書類を整えます。住宅ローンもお忘れなく。
	国民年金(遺族・基礎・寡婦)受取りのための裁定請求	住所地の市区町村の国民年金課、社会保険事務所	死亡者、受取人により遺族給付がかわります。
	遺族補償金の受取り手続き	所轄労働基準監督署	労災保険から出る年金。業務上の傷病による死亡の場合、遺族の数で給付額がかわります。
	死亡一時金の受取り手続き	住所地の市区町村の国民年金課	一時金として受取る場合。
	埋葬料または、葬祭費の受取り手続き (社会保険・国民健康保険)	会社の総務課、保険事務所(社会保険) 市区町村の保険年金課(国民健康保険)	公的補助金の他、各団体や会で弔慰金の取決めのある場合があります。
	医療控除による税金の還付手続き	所轄の税務署	医療費が10万円以上の場合、確定申告により控除の対象になります。
	雇用保険の資格喪失届け	会社、職業安定所	失業保険受給中の場合は遺族に手当があります。 (失業給付請求書)
	死亡した者の所得税の確定申告	所轄の税務署	会社で源泉徴収している場合は原則として必要ありません。故人が確定申告をしていた場合は相続人が4ヵ月以内に申告します。
	埋葬許可証(火葬許可証)	市区町村役場	納骨のとき寺院または墓地管理事務所へ提出します。
	遺産分割協議書の作成		不動産、銀行預金等いろいろな財産相続手続きに必要。印鑑証明等の必要部数をあらかじめ準備します。
	扶養控除異動申告	会社	年末調整や会社の家族手当支給と関係します。
	非課税貯蓄の死亡申告	銀行、証券会社、郵便局など	預貯金等を相続した人が、改めて課税扱、非課税扱の申告をします。
	所有権移転登記・登録	法務局、陸運事務所など	相続財産のうち、登記・登録に必要なものをチェックしましょう。
	相続税の申告	所轄の税務署	税務署に記入方法など詳しい説明書があります。窓口へ。
	借地・借家の契約	家主・地主	別段の手続きは要しませんが挨拶だけはしておきましょう。
	株式・社債・国債の名義変更	各証券会社等	無記名債券でも◎扱等、所有者の名義が関係している場合があります。
	貸付金・借入金の権利移転 債務継承通知手続き	貸付・借入先	相続と関係します。多額の借金を残して死んだ場合は相続放棄をしたり、遺産の範囲内に限定して相談する事もできます。このような場合は家庭裁判所に3ヵ月以内に。
	銀行預金・郵便貯金の引出しと 相続手続き	金融機関、郵便局	銀行等が死亡の事実を知った場合、相続手続き完了まで支払いを停止します。
	自動車税の納税義務消滅の申告	県税事務所	新しい所有者に納税義務が移ります。
	NHK・電気・ガス・水道等の銀行引落しの口座変更	金融機関、郵便局	印鑑・通帳をもって銀行へ。
	運転免許証の返却	公安委員会	更新手続きをしなければ自然消滅となりますが、返却するほうがよいでしょう。
	電話加入権の継承届け	電話局	電話帳の名前の変更も。
	バッジ・身分証明書・無料バス証等の返却	勤務先・学校・市区町村福祉事務所	勤務先の身分証明書やバッジの他、重要な書類は返却します。
	特許・商標意匠権の相続手続き	特許庁	弁理士に相続手続きを依頼。
	取締役の退社変更手続き	会社・法務局	取締役死亡による退任等の申請を法務局へ。(2週間以内)
	クレジットカードの失効手続き	クレジット会社	未払金の精算も。

# 必要書類一覧

	手 続 き	申請期限	印鑑	印鑑証明書	住民票	戸籍謄本	戸籍抄本	除籍謄本	除籍抄本	死 亡 診断書	死亡者の年金手帳(証書)	保険証書	そ の 他
国民年金	遺族基礎年金	5年以内	○		世帯全員の写し ○	○				○	○		所得証明書(受給者) 振込みをうける金融機関名と口座番号
	寡婦年金	5年以内	○		世帯全員の写し ○	○					○		
	死亡一時金	2年以内	○		世帯全員の写し ○	○					○		
厚生年金	遺族厚生年金	5年以内	○		世帯全員の写し ○	○				○	○		所得証明書(受給者)
共済年金	遺族共済年金	5年以内	○		世帯全員の写し ○	○				○	○		所得証明書(受給者)
国民健康保険	葬 祭 費	2年以内	○									○	死亡を証明する書類
健康保険 (社会保険)	埋葬料(費)	2年以内	○									○	事業主の証明
	家族埋葬料	2年以内	○									○	事業主の証明又は死亡を証明する書類
労 災 保 険	葬 祭 料	2年以内	○		○	○				○			
	遺族補償年金	5年以内	○		○	○				○			
生命保険	保 険 金	3年以内	○	保険金受取人 ○			保険金受取人 ○		被保険者 ○	○		○	最終の支払保険の領収書
簡易保険	保 険 金	5年以内	○			○		○	○	○		○	領収書
銀行預金・郵便貯金	名 義 変 更		○	相続人全員 ○		○		○					依頼書、遺産分割協議書、預貯金証書
不 動 産	名 義 変 更		○	相続人全員 ○	○	○		○					所有権移転(保存)登記申請書 除住民票(被相続人) 固定資産課税台帳登録証明書 遺産分割協議書
株券(株式)・社債・国債	名 義 変 更		○										名義書換請求書 (株券、社債、国債等)
自 動 車	名 義 変 更		○	○	○	○							移転登録申請書、自動車検査証、 自動車検査記入申請書 (遺産分割協議書)
電 話	名 義 変 更		○		○	除籍者を含む ○							電話加入権承継届け
電気・ガス・水道	名 義 変 更		○										
借 地 ・ 借 家	名 義 変 更												特別の手続きを要しない。
死亡した者の 所 得 税 の 確 定 申 告		4ヵ月以内	○										
相続税の申告		10ヵ月以内	○	○		相続人 ○							被相続人の履歴書、遺産分割協議書の写し、固定資産評価証明書、遺言状(ある場合)写し、預貯金等の残高証明書
医療控除による 税金の還付手続き		5年以内	○	○									その年の源泉徴収書・ 支出を証明する領収書
生命保険付住宅ローン	保 険 金		○						○	○			
会社役員の死亡	役員の変更登記	2週間以内	○	新代表者 ○					○				取締役会議事録 株主総会議事録(社員総会議事録)
営業許可申請	営業継承又は 免 許 申 請		○										風俗営業・旅行業・酒類販売・貸金・飲食店・旅館・環境衛生・食品製造・薬局・運送・建設業等



月、日、曜日	メモ	スケジュール
1	ご命日	
2		
3	[翌日祭(葬儀の翌日)] ※[ ]は神式です。	
4		
5		
6		
7	初七日	初七日
8		帳簿や香典帳の整理 [帳簿や玉串料の整理]
9		
10	[十日祭]	
11		
12		
13		
14	二七日	
15		勤務先での手続きご返礼の準備 [勤務先での手続きご返礼の準備]
16		
17		
18		
19		
20	[二十日祭]	
21	三七日	
22		
23		
24		
25		
26		忌明け法要の準備 [霊前祭の準備]
27		
28	四七日	
29		
30	[三十日祭]	
31		
32		
33		
34		
35	五七日	
36		
37		
38		
39		
40	[四十日祭]	
41		
42	六七日	
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49	七七日	忌明け法要
50	[五十日祭]	御霊舎に遷霊

葬儀から49日、4ヶ月、6ヶ月、[50日、100日]そして一周忌[一年祭]まで。それぞれ期間中に済ませたい事柄が、時間を追ってまとめてあります。今後のご予定にお役立て下さい。

※[ ]は神式です。

### 49日・忌明け法要までに[50日・五十日祭までの霊前祭]

- 法要[霊前祭]の日時決定・僧侶[神社(神職)]への依頼
  - あいさつ回り 供花・供物、病氣見舞いのお礼
  - 食器など借り物の返却 葬儀費用や立替金などの精算
  - ※領収書は税務上必要となることがありますので保管しておきましょう。
- 帳簿や香典帳[玉串料]の整理
  - 香典返し[玉串料]整理帳の記入 社内関係者へのあいさつ
  - 埋葬料の請求手続き 営業免許など事業継承の手続き
  - 会社役員の場合は死亡退任の登記手続き
  - 遺族年金の請求 生命保険・簡易保険の請求
- 故人の勤務先との打ち合せ
  - 給与の精算・弔慰金・退職金 遺品の整理
  - 勤務先へ出向き遺品を整理します。
  - 身分証明書・バッジ・鍵・書類などの返却
- 本位牌・法名軸の用意
  - 本位牌の手配
- 形見分け
  - 何を誰に差し上げるかを検討
  - ※帯や着物などを数珠入れ[袋物・小物入れ]に仕立て差し上げる場合もあります。
  - ※時期にきまりはありませんが、忌明け[霊前祭]前後に渡します。
- 忌明け法要[霊前祭]の準備
  - 会場の決定(自宅・寺院・会館) 忌明け法要[霊前祭]の案内(電話・ハガキ)
  - お料理・引物の手配 墓石[墓碑]に刻字の手配
  - 仏事用掛け軸[神葬祭用祭壇]の準備
  - お茶菓子・飲み物・座ぶとんなど来客の用意
  - お墓参りの用意をします 納骨の準備
- お布施[初穂料]・お車代・御膳料の準備
  - お布施[初穂料]・お車代・御膳料の準備 仏壇[御霊舎]の清掃
  - 仏花・お供え[榊(玉串)・神饌(お供物)]の用意
- 仏壇[御霊舎]購入の注意
  - 宗派を告げておくこと 間取りや家具の位置を伝える
  - 設置スペースの高さ・幅・奥行きを伝える
  - あらかじめ購入予算を伝えておく 古い仏壇の処置を依頼する
  - 新しい仏壇の開眼供養[御霊舎の遷霊祭]について尋ねておく
  - 手入れ方法についても聞いておく

### 4ヶ月までに

- 百ヶ日の法要[百日祭]
- 故人の所得税確定申告・・・税務署 ※会社などで源泉徴収されていない場合。
- 医療費控除の還付手続き・・・税務署 ※10万円以上の場合に限りです。
- 相続権放棄、限定承認の申し述べ ※3ヶ月以内に行ないます。

### 6ヶ月までに

- 相続の協議と納税
  - 遺言相続、協議相続、法定相続の確認
  - 相続人の確定と遺産分割協議書の作成 相続財産の評価
  - 相続税のかからない財産のリストアップ
  - 相続税申告書の添付書類の準備
  - 相続税の計算と申告 相続資産の準備と延納・物納
  - ※遺産相続が決まらない場合は、ひとまず法定相続による納税をします。
  - ※相続人の間で協議がまとまらない場合は、家庭裁判所へ。
- 相続財産の名義書き換え
  - 宅地・家屋・・・地方方法務局 農地・山林・・・地方方法務局
  - 自動車・・・陸運事務所 電話・・・電話局
  - 預金・貯金・・・銀行・郵便局 株券・・・証券会社
  - 借地権・・・地主 借家権・・・家主

### 一周忌[一年祭]までに

- 一周忌法要[一年祭]の準備
  - 日時・会場の決定 僧侶[神職]への連絡(遅くとも1ヶ月前までに)
  - 電話かハガキで参列者へ案内 お料理・引物の手配
  - 僧侶[神職]の送迎の確認 お茶菓子・飲み物・座ぶとんなど来客の用意
  - お墓参りの用意 お布施[初穂料]・お車代・御膳料の準備
  - 年忌祭壇[祭壇]の手配、仏壇[御霊舎]の清掃
  - 仏花[榊・生花]・お供えの用意
  - ※一周忌[一年祭]で招く人は、三親等くらいまでに広げ、故人と親交の深かった方々もお招きするのが一般的ようです。
  - ※一周忌の法要は、翌年の亡くなった月日と同じ日に行ないますが、出席者の都合を考え、早めの日曜や祭日に行なうことが多くなりました。
  - ※一周忌のあとは、三回忌、七回忌、十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、五十回忌、百回忌の順で法要を行ないます。
  - ※[一年祭]のあとは、三年祭、五年祭、七年祭、十年祭、十五年祭、二十年祭、三十年祭、五十年祭、百年祭の順で祖霊祭を営みます。
  - 墓地選び(寺院墓地、霊園墓地など)・・・各寺院・石材店
  - 墓石[墓碑]の依頼・・・石材店

春・秋彼岸のお引物、新盆供養の仏具[新盆の祭具]・お引物のお取扱いを致しております。又、法事、法要[霊祭]から仏壇・墓石[祭具・墓碑]など仏事[祭事]に関するすべてのご相談をお受け致しております。



ひまわりの会 セレモニーセンター ☎0120-775-636

●事務局/日成ライフ株式会社 〒114-0014 東京都北区田端4-7-14  
[日立・日産グループ・社員福利厚生業務提携・埼玉春光懇話会会員]

●TEL.03-5685-0366 ●FAX.03-5685-0388